

平成30年度 都内における障害者虐待の状況
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

1 養護者による障害者虐待についての対応状況等	1
(1) 相談・通報・届出件数(表1)	1
(2) 相談・通報・届出者(表2)	2
(3) 事実確認の状況(表3-1、表3-2、表3-3、表4)	2
(4) 虐待判断事例について(表5~18)	4
2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等	10
(1) 相談・通報・届出件数(表19)	10
(2) 相談・通報・届出者(表20)	10
(3) 事実確認の状況(表21)	11
(4) 区市町村から都への報告	11
(5) 都内の施設・事業所において虐待の事実が認められた事例(表22~30)	11
3 使用者による障害者虐待についての対応状況等	15
(1) 相談・通報・届出件数(表31)	15
(2) 相談・通報・届出者(表32)	15
(3) 都内の事業所において虐待の事実が認められた事例について(表33・34)	16
4 区市町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について(表35) ...	17

1 養護者による障害者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報・届出件数(表1)

平成30年度、区市町村及び都で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報・届出件数は、347件であった。平成29年度は346件であり、1件(0.3%)増加した。

表1 相談・通報・届出件数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件数	236	300	306	291	308	346	347
増減 (%)	-	64 (27.1)	6 (2.0)	△15 (△4.9)	17 (5.8)	38 (12.3)	1 (0.3)

※ 法施行が平成24年10月1日のため、平成24年度は、下半期(平成24年10月1日から平成25年3月31日)の件数。

(2) 相談・通報・届出者（表2）

相談・通報・届出者の内訳は、「施設・事業所の職員」が89件（25.6%）と最も多く、次いで「本人による届出」が69件（19.9%）、「相談支援専門員」が43件（12.4%）であった。

表2 相談・通報・届出者(重複あり)

	総数	相談・通報・届出者の内訳														
		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	虐待者自身	警察	当該区市町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業者等	成年後見人等	その他	不明（匿名を含む）
件数	352	69	24	17	0	23	7	43	89	1	18	30	11	1	15	4
構成割合(%)	-	19.9	6.9	4.9	0.0	6.6	2.0	12.4	25.6	0.3	5.2	8.6	3.2	0.3	4.3	1.2

※ 1件の事例に対し、複数の者から相談・通報・届出があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は相談・通報・届出件数347件と一致しない。

※ 構成割合は相談・通報・届出件数347件に対するもの。

※ 「その他」における主な内訳は、福祉関係機関、当該区市町村以外の行政職員であった。

(3) 事実確認の状況（表3-1、表3-2、表3-3、表4）「事実確認調査を行った事例」は288件（81.6%）、「事実確認調査を行っていない事例」は65件（18.4%）であった。（表3-1参照）

事実確認調査の結果、区市町村が「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例」（以下「虐待判断事例」という。）の数は、84件（23.8%）であった。（表3-1参照）

「事実確認調査を行った事例」のうち、法第11条によらず「訪問調査により事実確認を行った事例」が162件（56.3%）、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例」が118件（41.0%）であり、「立入調査（法第11条）により事実確認を行った事例」は8件（2.8%）であった。（表4参照）

表3-1 事実確認の状況

	件数	構成割合(%)
事実確認調査を行った事例	288	81.6
虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例	84	(23.8)
虐待ではないと判断した事例	76	(21.5)
虐待の判断に至らなかった事例（何らかの問題はあるが虐待の事実は確認できなかった）	128	(36.3)
事実確認調査を行っていない事例	65	18.4
明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	32	(9.1)
後日、事実確認調査を予定又は事実確認調査の可否を検討中の事例	7	(2.0)
他部署等への引継ぎ	26	(7.4)
合計	353	-

※ 構成割合は、相談・通報・届出件数347件と、前年度区市町村が検討中とした6件を加えた353件に対するもの。

表3-2 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件数	93	110	110	102	101	106	84
増減 (%)	-	17 (18.3)	0 (0)	△8 (△7.3)	△1 (△1.0)	5 (5.0)	△22 (△20.8)

表3-3 相談・通報件数に対する虐待を受けたと判断した事例件数の割合

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
虐待を受けたと判断した 事例件数(A)	93	110	110	102	101	106	84
相談・通報件数(B)	236	300	306	291	308	346	347
A/B	39.4%	36.7%	35.9%	35.1%	32.8%	30.6%	24.2%

表4 事実確認の方法

	件数	構成割合(%)
立入調査（法第11条） <u>以外</u> の方法により事実確認を行った事例	280	97.2
訪問調査により事実確認を行った事例	162	(56.3)
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	118	(41.0)
立入調査（法第11条）により事実確認を行った事例	8	2.8
警察が同行した事例	0	(0.0)
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	(0.0)
警察に援助要請はせず、区市町村単独で実施した事例	8	(2.8)

(4) 虐待判断事例について

以下、84件の虐待判断事例を対象に、虐待の種別・類型、被虐待障害者等の状況及び虐待への対応について集計を行った。

ア 虐待行為の類型（表5）

「身体的虐待」が55件（65.5%）と最も多く、次いで「経済的虐待」が22件（26.2%）、「放棄、放置（ネグレクト）」が20件（23.8%）、「心理的虐待」が19件（22.6%）、「性的虐待」が0件であった。

表5 虐待行為の種類（重複あり）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
件数	55	0	19	20	22
構成割合(%)	65.5	0.0	22.6	23.8	26.2

※ 1件の事例に対し、複数の虐待行為の種類があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例数84件と一致しない。

※ 構成割合は、虐待判断事例数84件に対するもの。

イ 被虐待障害者及び虐待を行った養護者（以下「虐待者」という。）の状況

(a) 被虐待障害者の性別及び年齢（表6、表7）

被虐待障害者の性別は、「男性」が34人（39.5%）、「女性」が52人（60.5%）であった。

被虐待障害者の年齢階層別では、「50～59歳」が26人（30.2%）と最も多く、次いで「40～49歳」が22人（25.6%）、「20～29歳」が16人（18.6%）であった。

表6 被虐待障害者の性別

	男	女	合計
人数	34	52	86
構成割合(%)	39.5	60.5	-

表7 被虐待障害者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
人数	3	16	10	22	26	8	1	86
構成割合(%)	3.5	18.6	11.6	25.6	30.2	9.3	1.2	-

(b) 被虐待障害者の障害種別（表8）

被虐待障害者の障害種別では、「知的障害」が47人（54.7%）と最も多く、次いで「精神障害（発達障害を除く）」が29人（33.7%）、「身体障害」が22人（25.6%）であった。

表8 被虐待障害者の障害種別（重複あり）

	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	難病等
人数	22	47	29	1	0
構成割合(%)	25.6	54.7	33.7	1.2	0.0

※ 1人の被虐待障害者に複数障害があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待障害者数86人と一致しない。

※ 構成割合は、被虐待障害者数86人に対するもの。

(c) 被虐待障害者の行動障害の有無（表9）

被虐待障害者で行動障害がある人（①、②及び③の総数）は、22人（25.6%）であった。

表9 被虐待障害者の行動障害の有無

	人数	構成割合(%)
①強い行動障害がある（障害支援区分3 行動関連項目10点以上、または障害程度区分3 行動関連項目8点）	8	9.3
②認定調査を受けてはいないが、①と同程度の行動障害がある	2	2.3
③行動障害がある（①、②に該当しない程度の行動障害）	12	14.0
④行動障害がない	64	74.4
⑤行動障害の有無が不明	0	0.0
合計	86	-

(d) 被虐待障害者の障害福祉サービス等の利用状況（表10）

被虐待障害者の障害福祉サービス等の利用状況は、「障害者総合支援法上のサービス」が57人（66.3%）と最も多く、次いで、「利用なし」が19人（22.1%）、「地域生活支援事業のサービス」が18人（20.9%）であった。

表10 被虐待障害者の障害福祉サービス等の利用状況（重複あり）

	人数	構成割合(%)
障害者総合支援法上のサービス	57	66.3
児童福祉法上のサービス	0	0.0
自立支援医療	16	18.6
地域生活支援事業のサービス	18	20.9
区市町村及び都道府県が実施する事業	3	3.5
その他	7	8.1
利用なし	19	22.1

※ 1人が複数のサービスを利用した場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待障害者数86人と一致しない。

※ 構成割合は、被虐待障害者数86に対するもの。

※ 「その他」における主な内訳は、介護サービスや生活保護である。

(e) 被虐待障害者と虐待者との同居・別居の状況（表11）

「虐待者と同居」が66件（76.7%）であった。

表11 被虐待障害者と虐待者との同居・別居の状況

	件数	構成割合(%)
虐待者と同居	66	76.7
虐待者と別居	17	19.8
その他	3	3.5
合計	86	-

(f) 虐待者の年齢（表12）

虐待者の年齢階層別では、「60歳以上」が、47人（51.1%）と最も多く、次いで「50～59歳」が20人（21.7%）、「40～49歳」が17人（18.5%）であった。

なお、1件の事例について虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数84件に対し、虐待者数は92人であった。

表12 虐待者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	1	3	1	17	20	47	3	92
構成割合(%)	1.1	3.3	1.1	18.5	21.7	51.1	3.3	-

(g) 被虐待障害者からみた虐待者の続柄（表13）

被虐待障害者からみた虐待者の続柄は、「母」が26人（28.3%）と最も多く、次いで「父」が23人（25.0%）、「兄弟」が16人（17.4%）であった。

表13 被虐待障害者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	嫁	婿	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	合計
人数	23	26	6	4	2	1	0	0	16	5	0	1	8	92
構成割合(%)	25.0	28.3	6.5	4.3	2.2	1.1	0.0	0.0	17.4	5.4	0.0	1.1	8.7	-

※「その他」における主な内訳は、被虐待障害者やその家族の親戚や婚約者であった。

ウ 虐待の発生要因等

(a) 虐待の発生要因や状況（表14）

区市町村等職員が判断した虐待者側の要因では、「⑥虐待者が虐待と認識していない」が54件（62.8%）と最も多く、次いで「②虐待者の知識や情報の不足」が26件（30.2%）であった。

一方、被虐待者側の要因としては、「①被虐待者の介護度や支援度の高さ」が29件（33.7%）と最も多く、家庭環境の要因としては、「①家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」が33件（38.4%）と最も多かった。

表14 虐待の発生要因や状況（重複あり）

	虐待者側							
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	虐待者の介護疲れ	虐待者の知識や情報の不足	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	虐待者が虐待と認識していない	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	虐待者側のその他の要因
件数	22	26	7	22	5	54	16	14
構成割合 (%)	25.6	30.2	8.1	25.6	5.8	62.8	18.6	16.3

	被虐待者側			家庭環境			
	①	②	③	①	②	③	④
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	被虐待者の行動障害	被虐待者側のその他の要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	家庭における経済的困窮（経済的問題）	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	家庭におけるその他の要因
件数	29	17	10	33	19	11	4
構成割合 (%)	33.7	19.8	11.6	38.4	22.1	12.8	4.7

※ 構成割合は、被虐待障害者数86人に対するもの。

※ 「その他」における主な内訳は、虐待者側では性格や人間関係によるもの、被虐待者側ではコミュニケーション不足によるもの、家庭環境では家族内に他に幼児等がいるためであった。

エ 虐待への対応策

(a) 分離の有無（表15）

虐待への対応として、「被虐待障害者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者」が40件（46.5%）、「被虐待障害者と虐待者を分離していない被虐待者数（一度も分離していない被虐待者数）」が30件（34.9%）であった。

表15 分離の有無

	件数	構成割合 (%)
被虐待障害者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数	40	46.5
被虐待障害者と虐待者を分離していない被虐待者数（一度も分離していない被虐待者数）	30	34.9
現在対応について検討・調整中の被虐待者数	10	11.6
その他	6	7.0
合計	86	-

※ 「その他」における主な内訳は、すでに分離しており継続して分離しているものであった。

(b) 分離を行った事例の対応の内訳（表16）

分離を行った事例（表15の「被虐待障害者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」40件）における対応は、「①契約による障害福祉サービスの利用」が28件（70.0%）と最も多く、次いで、「④医療機関への一時入院」が5件（12.5%）、「③ ①、②以外の方法による一時保護」が3件（7.5%）であった。また、「分離を行った事例のうち面会の制限を行った事例」は18件（45.0%）であった。

表16 分離を行った事例の対応の内訳

	件数	構成割合(%)
①契約による障害福祉サービスの利用	28	70.0
②身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	0	0.0
③ ①、②以外の方法による一時保護	3	7.5
④医療機関への一時入院	5	12.5
⑤その他	4	10.0
合計	40	-
分離を行った事例のうち面会の制限を行った事例	18	45.0

※ 構成割合は、分離を行った事例数40件に対するもの。

(c) 分離していない事例の対応の内訳（表17）

分離していない事例（表15の「被虐待障害者と虐待者を分離していない被虐待者数」30件）における対応では、「①養護者に対する助言・指導」が20件（66.7%）と最も多く、次いで「⑥再発防止のための定期的な見守りの実施」が18件（60.0%）であった。

表17 分離していない事例の対応の内訳（重複あり）

	件数	構成割合(%)
①養護者に対する助言・指導（②に至った事例を除く）	20	66.7
②養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	1	3.3
③被虐待障害者が新たに障害福祉サービスを利用	4	13.3
④既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	2	6.7
⑤被虐待障害者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	4	13.3
⑥再発防止のための定期的な見守りの実施	18	60.0
⑦その他	5	16.7

※ 1件の事例について複数の対応が図られた場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は分離していない事例数30件と一致しない。

※ 構成割合は、分離していない事例数30件に対するもの。

オ 権利擁護に関する対応（表18）

権利擁護に関する対応は、「①成年後見制度利用開始済」が9件、「②成年後見制度利用手続中」が3件であった。合計12件のうち、「①、②のうち区市町村長申立ての事例」は3件であった。「③日常生活自立支援事業の利用」は2件であった。

表18 権利擁護に関する対応

	件数
①成年後見制度利用開始済	9
②成年後見制度利用手続中	3
①、②のうち区市町村長申立ての事例	3
③日常生活自立支援事業の利用	2

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報・届出件数（表19）

平成30年度、区市町村及び都で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報・届出件数は、271件であった。平成29年度は227件であり、44件（19.4%）増加した。

表19 相談・通報・届出件数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件数	107	169	197	221	170	227	271
増減 (%)	-	62 (57.9)	28 (16.6)	24 (12.2)	△51 (△23.1)	57 (33.5)	44 (19.4)

※ 法施行が平成24年10月1日のため、平成24年度は、下半期(平成24年10月1日から平成25年3月31日)のみの件数。

(2) 相談・通報・届出者（表20）

相談・通報・届出者の内訳は「その他の当該施設・事業所職員」が43件（15.9%）と最も多く、次いで「本人による届出」が41件（15.1%）、「家族・親族」が33件（12.2%）であった。

表20 相談・通報・届出者（重複あり）

	相談・通報・届出者の内訳																							
	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所サービス管理責任者	当該施設・事業所サービス提供者	当該施設・事業所児童養育支援管理責任者	その他の当該施設・事業所職員	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	当該施設・事業所で受け入れている実習生	他の施設・事業所の職員	当該区市町村行政職員	警察	運営適正化委員会	介護法に基づく居宅サービス事業従事者等	成年後見人等	その他	不明	
件数	281	41	33	15	0	5	1	12	28	10	7	0	43	15	3	0	15	22	0	0	2	1	18	10
構成割合(%)	-	15.1	12.2	5.5	0.0	1.8	0.4	4.4	10.3	3.7	2.6	0.0	15.9	5.5	1.1	0.0	5.5	8.1	0.0	0.0	0.7	0.4	6.6	3.7

※ 1件の事例に対し、複数の者から相談・通報・届出があった場合又は複数の区市町村が関与した場合は、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は相談・通報・届出件数271件と一致しない。

※ 構成割合は、相談・通報・届出件数271件に対するもの。

※ 「その他」における主な内訳は、当該区市町村以外の行政職員であった。

(3) 事実確認の状況（表21）

「事実確認調査を行った事例」は223件（76.6%）、「事実確認調査を行っていない事例」は68件（23.4%）であった。

事実確認調査の結果、「虐待の事実が認められた事例」の数は、68件（30.5%）であった。

表21 事実確認の状況（重複あり）

	件数	構成割合(%)
事実確認調査を行った事例	223	76.6
虐待の事実が認められた事例	68	(30.5)
虐待の事実が認められなかった事例	81	(36.3)
虐待の判断に至らなかった事例	74	(33.2)
事実確認調査を行っていない事例	68	23.4
明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	37	(54.4)
後日、事実確認調査を予定又は事実確認調査の要否を検討中の事例	22	(32.4)
都道府県へ事実確認調査を依頼	0	(0.0)
その他	9	(13.2)
合計	291	-

※ 1件の事例に対し、複数の区市町村が関与した場合、重複して計上されている。

※ 構成割合は、相談・受付・届出件数（区市町村が直接受け付けた件数257件、都道府県から区市町村へ連絡された件数19件（同一事例で複数の区市町村に連絡された事例件数を含む）、前年度、区市町村において検討中とした事例15件）の合計件数291件に対するもの。

※ 事実確認調査の結果、「虐待の事実が認められた事例」68件は、他道府県にある施設・事業所の事例も含む。

(4) 区市町村から都への報告

都内に所在する施設・事業所について、「虐待の事実が認められた事例」として区市町村から都へ59件の報告があり、その施設・事業所の数は45か所であった（同一の施設・事業所について、複数の区市町村から報告があった事例があるため）。

このほか、区市町村から他道府県に対し、当該道府県管内の施設・事業所において「虐待の事実が認められた事例」は9件であった。

(5) 都内の施設・事業所において虐待の事実が認められた事例

以下、都内の施設・事業所において虐待の事実が認められ、区市町村から報告のあった45か所の施設・事業所の事例（以下「虐待判断事例」という。）を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別・類型、被虐待障害者等の状況及び虐待への対応について集計を行った。

ア 施設・事業所の種別（表22）

「生活介護」が12件と最も多く、次いで「放課後等デイサービス」が8件、「共同生活援助」が7件であった。

表22 施設・事業所の種別

	障害者 支援施設	生活介護	短期入所	共同生活 援助	放課後等デイ サービス	就労継続支 援B型	重度訪問介 護	療養介護	合計
件数	4	12	3	7	8	5	4	2	45

イ 虐待行為の種類（表23）

「身体的虐待」が24件、「心理的虐待」が14件、「性的虐待」が6件、「放棄、放置（ネグレクト）」が4件、「経済的虐待」が3件であった。

表23 虐待行為の種類（重複あり）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
件数	25	6	14	4	3

※ 1件の事例に対し、複数の虐待行為の種類があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例数45か所と一致しない。

ウ 被虐待障害者の性別及び年齢（表24、表25）

被虐待障害者82人のうち、被虐待障害者の性別は、「男性」が63人（76.8%）、「女性」が18人（22.0%）であった。

被虐待障害者の年齢階層別では、「～19歳」及び「50～59歳」が18人（22.0%）と最も多く、次いで「40～49歳」が16人（19.5%）であった。

表24 被虐待障害者の性別

	男	女	不明	合計
人数	63	18	1	82
構成割合(%)	76.8	22.0	1.2	-

表25 被虐待障害者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	18	10	10	16	18	8	0	2	82
構成割合(%)	22.0	12.2	12.2	19.5	22.0	9.8	0.0	2.4	-

エ 被虐待障害者の障害種別（表26）

障害種別では、「知的障害」が66人と最も多く、次いで「身体障害」が13人、「発達障害」が3人であった。

表26 被虐待障害者の障害種別（重複あり）

	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	難病等
人数	13	66	2	3	1

※ 1人の被虐待障害者に対し、複数の障害種別があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されている。

オ 虐待を行った障害者福祉施設従事者等（以下「虐待者」という。）の年齢（表27）

虐待者の年齢階層別では、「60歳以上」が9人（18.4%）と最も多く、次いで「30～39歳」が8人（16.3%）、「50～59歳」が7人（14.3%）であった。

表27 虐待者の年齢

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	6	8	6	7	9	13	49
構成割合(%)	12.2	16.3	12.2	14.3	18.4	26.5	-

カ 虐待者の職種（表28）

虐待者の職種は、「生活支援員」が15件と最も多く、次いで「サービス管理責任者」及び「世話人」が各4件であった。

表28 虐待者の職種

	設置者・ 経営者	管理者	サービス 管理責任者	サービス提 供責任者	児童発達支援 管理責任者	生活支援員	世話人	児童指導員	その他	不明
件数	2	1	4	1	1	15	4	2	14	5

キ 虐待の発生要因（表29）

区市町村等の職員が判断した虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が22件（48.9%）と最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」が18件（45.0%）、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」が11件（24.4%）であった。

表29 虐待の発生要因（重複あり）

	件数	構成割合(%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	22	48.9
職員のストレスや感情コントロールの問題	18	40.0
倫理観や理念の欠如	10	22.2
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	11	24.4
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	6	13.3
その他	5	11.1
合計	72	-

※ 構成割合は、虐待判断事例数45か所に対するもの。

ク 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表30）

区市町村及び都が、虐待判断事例45か所に対して行った対応は次のとおりであった。

区市町村による対応は、「施設・事業所に対する指導」が32件、「改善計画等徴収」が39件、「虐待を行った障害者福祉施設従事者等への注意・指導」が14件であった。

都が講じた措置（令和元年12月時点）は、「施設・事業所に対する指導」が39件、「改善報告等徴収」が12件であった。

表30 虐待の事実が認められた事例への対応状況（重複あり）

対応状況		件数
区市町村による対応	施設・事業所に対する指導	32
	改善計画等徴収	39
	虐待を行った障害者福祉施設従事者等への注意・指導	14
	その他	7
都が講じた措置	施設・事業所に対する指導	33
	改善報告等徴収	12

※ 1件の事例に対し、複数の対応が図られた場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例数45か所と一致しない。

3 使用者による障害者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報・届出件数（表31）

平成30年度、区市町村及び都で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報・届出件数は、55件であった。なお、平成29年度は35件であり、20件（87.5%）増加した。

表31 相談・通報・届出件数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件数	32	60	52	50	51	35	55
増減 (%)	-	28 (87.5)	△8 (△13.4)	△2 (△3.9)	1 (2.0)	△16 (△31.4)	20 (87.5)

※ 法施行が平成24年10月1日のため、平成24年度は、下半期（平成24年10月1日から平成25年3月31日）の件数。

(2) 相談・通報・届出者（表32）

相談・通報・届出者の内訳は「本人による届出」が31件（56.4%）と最も多く、次いで「施設・事業所の職員」が5件（9.1%）、「家族・親族」が2件（8.5%）であった。

表32 相談・通報・届出者

	相談・ 通報・ 届出件数	相談・通報・届出者の内訳																
		本人に よる届 出	家族・ 親族	近隣住 民・知 人	民生委 員	医療機 関関係 者	教職員	相談支 援専門 員	施設・ 事業所 の職員	就業・ 生活支 援セン ター	職場の 同僚	当該事 業所管 理者	警察	当該区 市町村 行政職 員	介護保 険法に 基づく 居宅サ ービス 等従事 者等	成年後 見人等	その他	不明 (匿名 を含む)
件数	55	31	2	3	0	0	0	2	5	3	3	1	0	1	0	0	3	1
構成 割合 (%)	-	56.4	8.5	5.5	0.0	0.0	0.0	3.6	9.1	5.5	5.5	1.8	0.0	1.8	0.0	0.0	5.5	1.8

※ 構成割合は、相談・通報・届出件数55件に対するもの。

(3) 都内の事業所において虐待の事実が認められた事例について

事実確認を行う必要がある事例として都から東京労働局へ報告し、東京労働局において事実確認等の対応を行った結果、虐待の事実が認められた事業所が7か所（東京労働局においても重複して案件を把握したものも含む）あった。それに対し、東京労働局において案件を把握し、虐待の事実が認められた事例が26か所あった。

以下、合計33か所の事例を対象に、虐待の種別・類型、被虐待障害者の状況について集計を行った。

ア 虐待の種別・類型（表33）

「経済的虐待」が30件、「心理的虐待」が7件、「身体的虐待」が2件であった。

表33 虐待行為の類型（重複あり）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
件数	2	0	7	0	30

※ 1件の事例に対し、複数行為の類型があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例数33か所と一致しない。

イ 被虐待障害者の障害種別（表34）

被虐待障害者の人数は51人であり、障害種別では、「知的障害」が29人と最も多く、次いで「身体障害」が10人、「精神障害（発達障害を除く）」が9人であった。

表34 被虐待障害者の障害種別（重複あり）

	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	難病等
人数	10	29	9	1	2

4 区市町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

平成30年度末の状況は以下のとおり。

表35 区市町村における障害者虐待対応のための体制整備等

		実施済	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	区市町村数	51	11
	構成割合(%)	82.3%	17.7%
住民への通報義務の周知	区市町村数	50	12
	構成割合(%)	80.6%	19.4%
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	区市町村数	49	13
	構成割合(%)	79.0%	21.0%
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修 (都道府県その他の他団体研修への職員参加を含む。)	区市町村数	50	12
	構成割合(%)	80.6%	19.4%
障害者虐待防止について、講演会や区市町村広報紙等による、住民への啓発活動	区市町村数	38	24
	構成割合(%)	61.3%	38.7%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に対する障害者虐待防止法についての周知	区市町村数	47	15
	構成割合(%)	75.8%	24.2%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	区市町村数	8	54
	構成割合(%)	12.9%	87.1%
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組(既存の自立支援協議会等の組織、ネットワークを活用している場合を含む。)	区市町村数	29	33
	構成割合(%)	46.8%	53.2%
成年後見制度の区市町村長申立てが円滑にできるように役所・職場内の体制強化	区市町村数	38	24
	構成割合(%)	61.3%	38.7%
個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	区市町村数	29	33
	構成割合(%)	46.8%	53.2%
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	区市町村数	27	35
	構成割合(%)	43.5%	56.5%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	区市町村数	37	25
	構成割合(%)	59.7%	40.3%
緊急時の受入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	区市町村数	40	22
	構成割合(%)	64.5%	35.5%
独自の障害者虐待対応のマニュアルの作成	区市町村数	39	23
	構成割合(%)	62.9%	37.1%
独自の障害者虐待対応の業務指針の作成	区市町村数	26	36
	構成割合(%)	41.9%	58.1%
独自の障害者虐待対応の対応フロー図の作成	区市町村数	37	25
	構成割合(%)	59.7%	40.3%
独自の障害者虐待対応の事例集の作成	区市町村数	6	56
	構成割合(%)	9.7%	90.3%
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	区市町村数	27	35
	構成割合(%)	43.5%	56.5%
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	区市町村数	14	48
	構成割合(%)	22.6%	77.4%